

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の中間集計が公表
～第29回子ども・子育て会議、第32回基準検討部会合同会議 開催～…………… 1
- ・ 社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会 開催…………… 5
- ・ 国家戦略特別区域限定保育士試験における講習修了による実技試験の免除について…………… 5

保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の中間集計が公表 ～第29回子ども・子育て会議、第32回基準検討部会合同会議 開催～

平成28年12月5日、子ども・子育て会議（第29回）、基準検討部会（第32回）合同会議が開催されました（国の子ども・子育て会議は、本年度2回目の開催）。

議事は、「地方分権提案募集に係る処遇改善等加算の認定等について」事務局から説明がありました。また、平成29年度における子ども・子育て支援新制度に関する概算要求の状況や平成28年度企業主導型保育事業の進捗状況等の資料のほか、本年10月から実施された「保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等」の中間集計の状況について報告がありました。

当日配布された資料は、下枠内のとおりです。

【配布資料】

- 資料1 地方分権提案募集に係る処遇改善等加算の認定等について
- 資料2 平成29年度における子ども・子育て支援新制度の概算要求の状況について
- 資料3-1 保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の中間集計の状況について
- 資料3-2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に係る実態調査の中間集計の状況について
- 資料4 平成28年度企業主導型保育事業の進捗状況について
- 資料5 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会審議のまとめ（案・概要）
- 資料6 教育・保育施設等における重大事故防止対策を考える有識者会議（第2回：平成28年10月25日開催）における主な議論について
- 参考資料1-1 保育所等関連状況取りまとめ（平成28年4月1日）
- 参考資料1-2 待機児童解消加速化プラン集計結果
- 参考資料1-3 待機児童及び待機児童解消加速化プランの状況について（概要）
- 参考資料2 平成29年度における私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況について
- 参考資料3 委員提出資料

○議事「地方分権提案募集に係る処遇改善等加算の認定等について」

以下の3つの項目について、提案内容及び対応方針（案）が説明されました。

平成28年の地方からの提案（処遇改善等加算）

提案 施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲

対応方針（案）

加算率認定権限が、都道府県に集約されたことにより、事務手続きが長期化し、加算額が速やかに保育所等に勤務する職員に行き渡らないことは望ましくなく、提案を踏まえ、指定都市・中核市に移譲することとする。

平成27・28年の地方からの提案（認定こども園の権限）

提案 幼保連携型以外の認定こども園の認定権限の指定都市への移譲

対応方針（案）

昨年からの協議が整ったことから、提案を踏まえ、幼保連携型以外の認定こども園の認定権限を都道府県から指定都市へ移譲することとする。

平成28年の地方からの提案（認定こども園の権限）

提案 認定こども園に関する情報提供等の権限移譲

対応方針（案）

第29条*及び第30条*については、指摘を踏まえ、認可・認定をした自治体へ届出を行うこととする。

ただし、第28条*については、都道府県知事が管内の情報を集約し一括して公表することを目的としているため、都道府県に存置することとする。

*都道府県知事は、管内の認定こども園の情報を公開しなければならない。（認定こども園法第28条）

認定こども園の変更届の一部と運営状況の報告については、指定都市等が認可した幼保連携型も含め、一律に都道府県知事に提出することとなっている。（同法第29条、第30条）

※資料から一部抜粋・整理（全保協事務局）

対応方針（案）について、複数の委員から賛意を示す旨の発言がありましたが、一部の委員からは、各種の権限が指定都市・中核市へ移譲されることで、地域間格差の広がり懸念する声が挙げられました。

このことを受けて、座長（無藤 隆 白梅学園大学子ども学部 教授）からは、「本日の子ども・子育て会議において、委員各位から挙げられた意見も十分ふまえた上で、提案された対応について進めていくこととしたい」旨の発言があり、了承されました。

○「保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の中間集計の状況について」

本調査は、本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の記載等をふまえ、保育所等の給与実態等を把握し、これまでの処遇改善策の効果の検証等を行うもので、保育所、幼稚園*、認定こども園等が調査対象となっています（*私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみ）。

調査対象ごとの中間集計については別添の通りです。中間集計の概要から、主要な項目等について、以下のとおり抜粋します。

保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の中間集計の状況について（抜粋）

1. 調査の概要

(1) 目的

本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の記載等を踏まえ、保育所等の給与実態等を把握し、これまで行ってきた処遇改善策の効果の検証等を行うもの。

(2) 調査対象

保育所、幼稚園（※）、認定こども園等

（※）私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみ

(3) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

(4) 調査項目

①保育所等の職員の配置・給与の状況

②保育所等の職員の処遇改善の状況（給与の年度間比較）等

(5) 回収状況（10月21日時点）

	実態調査			処遇改善調査		
	調査客対数	回収数	回収率	調査客対数	回収数	回収率
保育所	9,332	3,642	39.0%	9,363	3,522	37.6%
幼稚園	2,081	809	38.9%	2,071	887	42.8%
認定こども園	1,310	470	35.9%	1,313	455	34.7%

※実態調査：保育所等の職員の配置・給与の状況について平成28年3月時点で調査

※処遇改善調査：保育所等に在籍する職員のうち、24年度末（幼稚園等は26年度末）と27年度末ともに在籍している職員の賃金の状況について調査

2. 中間集計の概要

(1) 職種別職員1人当たり給与月額

①保育所

○保育士（常勤）の1人当たり給与（賞与込み）は、私立保育所が月額26万3,513円（平均勤続年数9.6年）、公立保育所が月額28万6,911円（平均勤続年数10.1年）。

	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算 人員	1人当 り給与	平均勤 続年数									
	人	円	年	人	円	年	人	円	年	人	円	年
施設長	1.0	523,885	25.3	0.0	280,326	10.3	1.0	513,178	27.5	0.0	213,713	3.8
保育士	12.5	263,513	9.6	2.7	152,842	7.0	11.0	286,911	10.1	2.3	152,188	5.1
主任	1.0	374,449	19.8	0.0	83,662	16.0	1.0	442,686	21.7	0.0	175,924	12.3

※「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値。

※「1人当たり給与」の金額は、平成28年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。

※「常勤」…施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」…常勤職員以外の従事者。

※「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

②幼稚園

○教諭等（常勤）の1人当たり給与（賞与込み）は、私立幼稚園が月額22万1,829円（平均勤続年数9.2年）、公立幼稚園が月額32万6,034円（平均勤続年数10.1年）。

※新制度に移行した私立幼稚園は、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要。（有効回答数（57か所）の属性：平均利用定員104人、地域手当の設定がない「その他地域」が半数程度）

	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算 人員	1人当 り給与	平均勤 続年数									
人	円	年	人	円	年	人	円	年	人	円	年	
園長	0.9	425,058	21.0	0.1	105,050	9.8	0.8	491,583	28.9	0.2	171,542	11.3
副園長・教頭	0.6	327,441	19.4	0.0	150,000	1.0	0.3	494,121	24.5	0.0	-	-
教諭・助教諭・講師等	6.2	221,829	9.2	1.0	132,148	7.3	3.6	326,034	10.1	1.0	141,021	5.8
主幹教諭	0.5	301,214	18.9	0.0	-	-	0.3	459,298	20.4	0.0	-	-

③認定こども園

○保育教諭等（常勤）の1人当たり給与（賞与込み）は、私立認定こども園が月額22万8,063円（平均勤続年数9.5年）、公立認定こども園が月額29万770円（平均勤続年数12.9年）。

	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算 人員	1人当 り給与	平均勤 続年数									
人	円	年	人	円	年	人	円	年	人	円	年	
園長(施設長)	1.0	395,914	22.7	0.0	460,277	19.8	1.0	511,437	29.2	0.0	-	-
副園長・教頭	0.6	364,516	28.5	0.0	250,959	2.9	0.7	376,891	26.6	0.0	-	-
保育教諭等	8.5	228,063	9.5	2.2	115,214	5.0	16.3	290,770	12.9	2.6	157,239	2.3
主幹保育教諭	1.2	290,599	19.7	0.0	112,137	2.6	0.6	546,703	27.5	0.0	-	-

(2) 職種別職員の賃金改善状況

①保育所<私立保育所>

- 全体（「基本給及び手当」＋「一時金/12」）の改善率は、7%以上となっている。
- 全職種において、「一時金」の改善率が「基本給及び手当」の改善率を大幅に上回っている。

②幼稚園<私立幼稚園>

- 教諭などの全体（「基本給及び手当」＋「一時金/12」）の改善率は、7%以上となっている。
- 「一時金」の改善率が「基本給及び手当」の改善率を大幅に上回っている。

③認定こども園<私立認定こども園>

- 保育教諭などの全体（「基本給及び手当」＋「一時金/12」）の改善率は、7%以上となっている。
- 「一時金」の改善率が「基本給及び手当」の改善率を大幅に上回っている。

※資料から一部抜粋・整理（全保協事務局）

○資料は内閣府ホームページ「子ども・子育て会議」に掲載されています。

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て会議等

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会 開催

平成 28 年 11 月 28 日、厚生労働省は、都道府県・指定都市・中核市の担当者向けに「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」を開催しました。

本説明会に先立つ、11 月 11 日に公布・発出された改正社会福祉法の施行に伴う関係政省令・関係通知等（本ニュースNo.16-41 で既報）について説明がされたものです。

なお、上記の公布・発出時に周知された内容に加えて、厚生労働省が実施する「改正社会福祉法の施行に向けた準備進捗等調査」についての説明がありました。

調査は 2 回にわたり、第 1 回目は全所轄庁を対象に「ガバナンスに関する調査（定款変更手続き状況、新評議員選任等の準備状況に係る項目）」及び「地域協議会等の立ち上げに関する調査」を、12 月 1 日時点の状況に基づき、12 月 15 日を提出締切として実施されます。

第 2 回目は、全国の社会福祉法人を対象に、所轄庁を経由して平成 29 年 2 月 1 日時点での準備状況等（定款変更手続き状況、新評議員選任等の準備状況等）について、2 月 20 日を提出締切として実施されます。

当日の資料は、厚生労働省のホームページからご覧いただけます。

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉事業と社会福祉法人制度 > 社会福祉法人制度改革について

3. 会議資料

社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会（平成 28 年 11 月 28 日）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

国家戦略特別区域限定保育士試験における講習修了による 実技試験の免除について

平成 28 年 11 月 8 日、厚生労働省は、通知「厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第 1 条第 4 項に規定する講習の実施について」を発出しました。

国家戦略特別区域限定保育士試験（以下、「特区試験」）において、都道府県知事又は指定都市市長が実施する講習を受講することにより、当該試験の「実技試験」を免除する制度が導入されることとなり、「保育実技講習会実施要領」が別紙のとおり定められました。

保育実技講習会の受講対象となるのは、特区試験の筆記試験に合格した者であって、同一の回の特区試験における実技試験を受験していない者となります。

保育実技講習会の内容には、保育現場での保育士の役割や保育表現技術の実際について理解を深めるために、「保育実践見学実習」が位置づけられています。

上記通知等の詳細については、別添の資料をご参考ください。